

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2022

月刊

中小企業レポート

11

No.552

長野県中小企業団体中央会



特集1

「特定地域づくり事業協同組合制度」について

特集2

感染症に関わるBCPについて

住宅ローン 特別借換キャンペーン

好評につき
延長!!

キャンペーン期間

令和4年12月30日(金)まで

期間中に住宅ローン借換のご契約をいただいたお客さまに
(融資金額500万円以上・借入期間5年以上)



JTB旅行券
10,000円分

全国のJTBグループ店舗およびお電話で国内・海外旅行から
切符の購入などさまざまな用途に幅広くご利用いただけます。

JCBギフトカード
10,000円分

全国100万店以上のJCBギフトカード取扱店で
幅広く使える便利な商品券です。



いずれかプレゼント!

●審査の結果、ご融資できない場合がございます。

毎週木曜日は

いろいろ相談会

時間 / 午後3時～午後7時

※木曜日が休業日の場合は、相談会もお休みさせていただきます。

- 住宅資金、車の購入・修理、学費など、さまざまな資金のご相談に!
- 年金、相続、資産運用などのご相談に!

ご都合に合わせて、ゆっくりご相談

相談ご予約サービス

スマホ・パソコンからご希望の
ご来店日時をご予約ください。

ご予約はこちらから▶



●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。

 **けんしん BANK**

長野県信用組合 2022年11月10日現在

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2022

11

No.552

- 2 **特集1**
「特定地域づくり事業協同組合制度」について
- 6 **特集2**
感染症に関わるBCPIについて
- 10 **中央会インフォメーション**
- 13 **全中インフォメーション**
- 14 **ズームアップ！組合の魅力発見**
第一精密工業協同組合
- 15 **生産性革命と挑戦**
株式会社ヤッホーブルーイング
- 16 **わが社の経営戦略**
カネテック株式会社
- 17 **市町村のイチオシ！**
松川町
- 18 **ITコーディネーターによるDX理解講座**
各業務領域のDX編（顧客管理）



〈表紙写真〉りんご狩り

南信州松川町では、りんご（サンふじ）の最盛期を迎えています。中央自動車道松川ICを下車した先には、南アルプスを背景としたりんご園が広がっており、この時期はくだもの狩りなどの来訪者で賑わいを見せます。また、松川町ではりんごのほか、初夏のさくらんぼに始まり、ブルーベリー、桃、プルーン、ブドウ、なしなどのくだもの狩りも楽しめます。ぜひ南信州松川町へ足をお運びください。

特集1

「特定地域づくり事業協同組合制度」について

今年4月1日、総務省は、一昨年の国勢調査の結果に基づいて全国の過疎地域を公表しました。本調査によると、全体の51.5%にあたる885の市町村が「過疎市町村」に指定され、昭和45年に「過疎法」が施行されて以降初めて半数を超えました。そのような中で、各自治体等においては、人口急減地域の活性化が大きな課題となっています。

このような問題に対処するために始まったのが「特定地域づくり事業協同組合制度」です。本制度は、人口急減地域において、組合が年間を通じて正規職員を雇用し、組合員である事業者の人手が必要な時期に組合職員を派遣できる制度です。これにより、繁忙期における地域事業者の人手不足解消や、安定した雇用環境の整備による定住促進の効果も期待されます。さらに、特定地域づくり事業協同組合の運営費については、行政からの財政支援があるなど、数多くのメリットがあります。

長野県内においても、既に生坂村と小谷村で2つの特定地域づくり事業協同組合が設立されており、今後は他の地域でも本制度を活用した取り組みが一層期待されているところです。

本特集では、そんな「特定地域づくり事業協同組合制度」について詳しくご紹介します。

1. 特定地域づくり事業協同組合の設立ができる地域

長野県では、「特定地域づくり事業協同組合」認定の地区に係る基準を以下の通りに定めています。

第1 地区に係る基準(法第3条第3項1号)

事業協同組合の活動範囲である地区(組合員の事業所がある地区)の範囲は、市町村単位、地方自治法施行日(昭和22年5月3日)以降の旧市町村単位、複数の市町村又は旧市町村の単位とし、次の要件を満たすこと。

- (1) 地域人口の急減に直面しており、次のいずれかを満たす地区。
 - ① 過疎法に基づく過疎地域(以下「過疎地域」)。
 - ② 過疎地域と同程度の人口減少が生じている地区。
 - ③ 過疎地域と概ね同程度の人口減少地区であって、人口密度、高齢者比率、若年者比率、事業所数又は事業所密度が県内の過疎地域と同程度の地区。
- (2) 一の都道府県の区域を超えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められること。
- (3) 地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区。

※「長野県における特定地域づくり事業協同組合認定基準」をもとに作成。

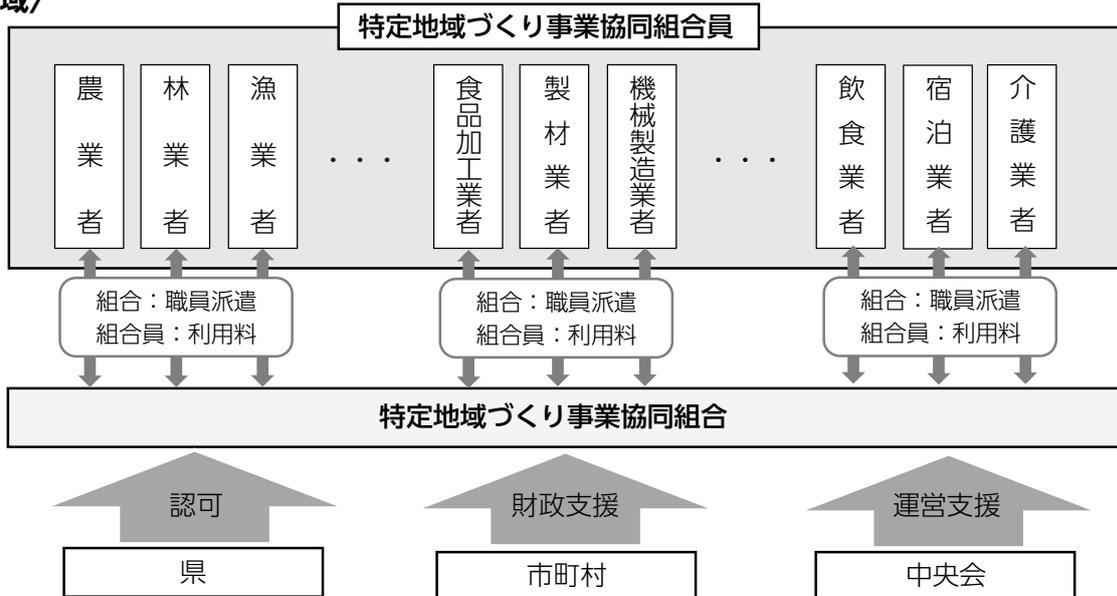


2. 特定地域づくり事業協同組合の仕組み

過疎化が進む人口急減地域においては、地域内の事業者が繁忙期に人手を確保することは困難な場合が多くあります。そこで、地域内の事業者が集まって特定地域づくり事業協同組合を組織し、組合で通年雇用した正規職員を各組合員の繁忙期に派遣することで、人手不足の解消と安定した通年雇用の創出、それによる移住促進等を同時に実現できる仕組みとなっています。

当制度の具体的なイメージについては以下の図をご覧ください。

〈過疎地域〉



3. 特定地域づくり事業協同組合の職員派遣スケジュール

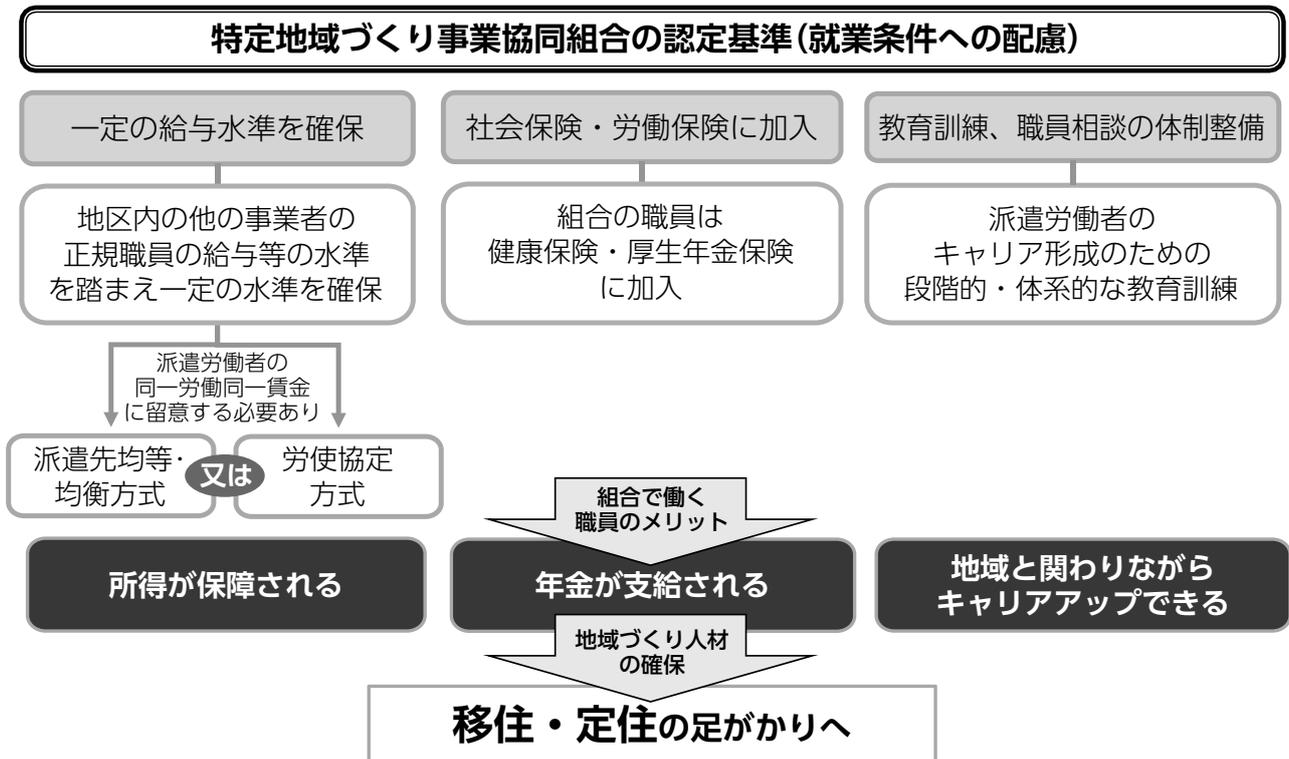
特定地域づくり事業協同組合においては、派遣先企業の受入れ時期等について入念な計画や合意形成が重要です。その際、組合員企業の業種や組合職員数、地域の特色等に合わせた検討が必要になります。たとえば長野県では、各地域で様々な果物等の農業が盛んです。他にも、地域によってはスキー場の運営など季節によって多くの人手が必要な仕事も多いことから、創意工夫により様々な組み合わせが考えられます。



〈総務省・制度説明資料より〉

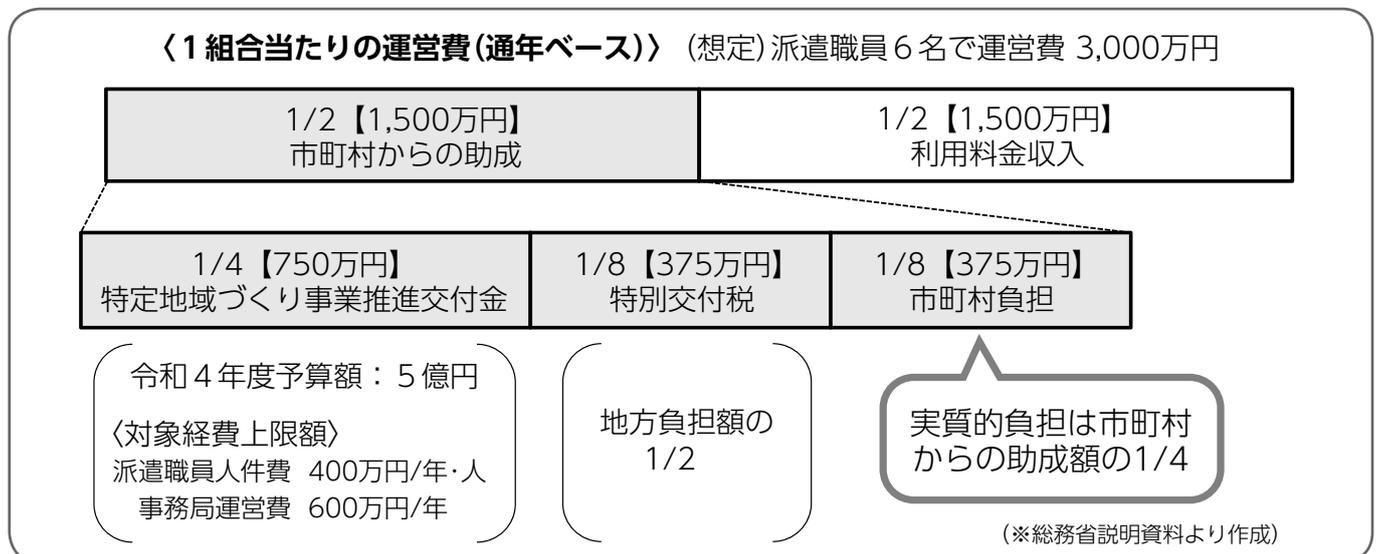
4. 特定地域づくり事業協同組合で働く職員のメリット

過疎地域への移住を促進するためには、移住者が働ける場所を確保することが大切です。一つひとつの事業体で見ると通年・終日の仕事がなくとも、地域内の仕事を組み合わせてマルチワークにすることで、組合として無期雇用職員の仕事が生まれます。それだけでなく、組合職員には無期雇用や安定した所得、社会保障の確保など、安心して働ける環境が整備されます。



5. 特定地域づくり事業協同組合への財政支援

特定地域づくり事業協同組合の運営にあたっては、行政からの財政支援があります。実際の支援内容については、それぞれの市町村等との調整が必要になりますが、以下はその一例です。



6. 長野県内の特定地域づくり事業協同組合

生坂村特定地域づくり事業協同組合

代表者：牛越 宏通

住 所：長野県東筑摩郡生坂村5074番地2

当組合では、組合員の事業を組み合わせることで安定的な仕事を用意するとともに、労働者派遣事業を通してUターンやUターン希望者、地域おこし協力隊の卒隊者等に雇用の場を提供し、地域の担い手人材の確保を図っています。人口急減地域の中小企業者が組織化し、共同事業を実施することによって、人口流出を抑制し、地域の活力を高めることに繋がり、大きな効果が生まれています。



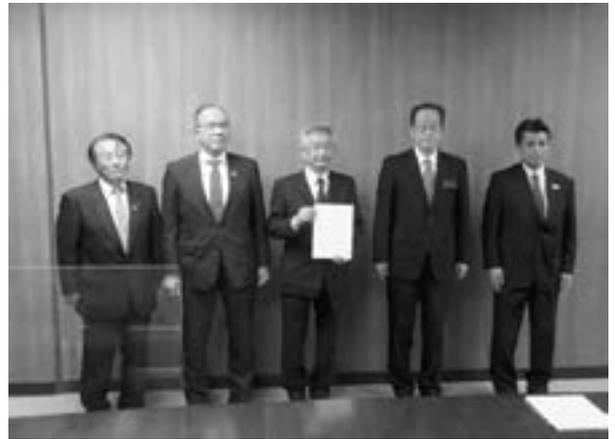
令和3年8月17日 認定証交付式の様子

おたり地域づくり事業協同組合

代表者：幾田 美彦

住 所：長野県北安曇郡小谷村大字中小谷丙2504番地9

小谷村では、冬季にスキー産業に携わる季節労働者は多いものの、通年雇用の割合が低く、季節ごとの労働環境が不安定な状況にありました。そこで、村内にある多様な業種を組み合わせ、小谷村で就業を考えている方が安心して働ける環境を設けることで移住・定住を促進するとともに、地域の産業振興に向けた活発な取り組みを行っています。



令和3年12月6日 認定証交付式の様子

7. 特定地域づくり事業協同組合の制度活用の流れ

- ① 活動地区が人口急減地域であるか確認
- ② 関係者間での調整
…組合員となる事業者の確保(4者以上)、派遣職員の確保、事務局体制の検討、市町村との協議
- ③ 事業計画の作成(財政見直し、人件費、派遣先、派遣料金、職員研修等の検討)
- ④ 関係機関への事前相談(長野県、長野県中小企業団体中央会、長野労働局)
- ⑤ 事業協同組合の設立認可申請(長野県産業労働部)
- ⑥ 特定地域づくり事業協同組合の認定手続き(長野県企画振興部)
- ⑦ 労働者派遣事業の届出 → **事業開始**

(※長野県説明資料より作成)

本会では、「特定地域づくり事業協同組合」の設立相談・運営支援等を実施しています。
本制度の活用にご関心のある方は、本会までお気軽にお問い合わせください。

特集2

感染症に関わるBCPについて

2020年1月15日に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が日本国内で初めて確認されてから3年目を迎えましたが、依然として当該感染症の影響が国内外問わず続いています。このような環境下にて、行政が発信する指示の下、企業は感染予防・拡大防止策を徹底するとともに、必要な業務を継続させる「感染症BCPの検討と実行」が求められています。従来から大規模自然災害・大規模地震におけるBCPの重要性が高まっていますが、近年では想定する被害のシナリオが多岐に亘るようになり、上記の「感染症BCP」に加え、「サイバーリスクBCP」の必要性も増えています。本稿では各企業がBCPの観点から強固なリスクマネジメント体制を実現するため、検討・実施すべき事項について解説致します。

BCP (Business Continuity Plan) とは？

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法・手段などを取り決めておく「事業継続計画」です。

「地震BCP」と「感染症BCP」の違い

多くの企業で策定が進んでいる地震を想定したBCP（地震BCP）と、今回の新型コロナウイルスのような感染症を想定したBCP（感染症BCP）とはいくつかの点で考え方が異なります。

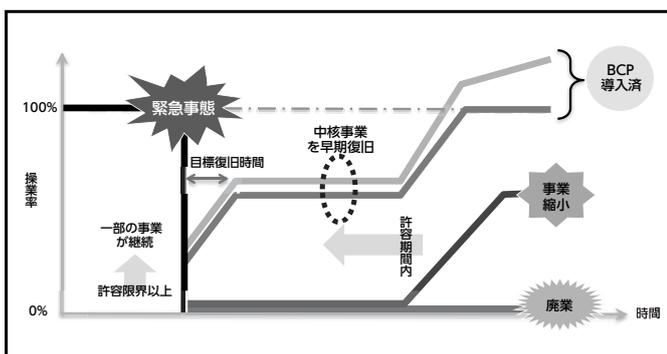
地震では、発生地域周辺に限定してその影響が起きるため、代替地での事業継続が可能な場合があります。一方で感染症は全世界に影響が広がることから、どこを代替地とするのかを決めることが困難です。また、地震の発生期間は数秒～数分程度であり、発生後に速やかに代替または復旧に向けた取り組みに移行しますが、感染症においては発生期間が数カ月程度と長期間に及ぶため、長期的な業務継続体制を検討する必要があります。感染症は人と人との接触を回避することでそのリスクを低減できることから、地震BCPのように「出社して業務を行う」のではなく、「出社人数を極力減らし、業務を続ける」ことがポイントです。

各企業、各部門・事業や各業務においてはそれぞれ、「最低限の活動を行う上での必要な要員体制」「通常と同様の活動を行う上での必要な要員体制」の準備と構築が重要となります。

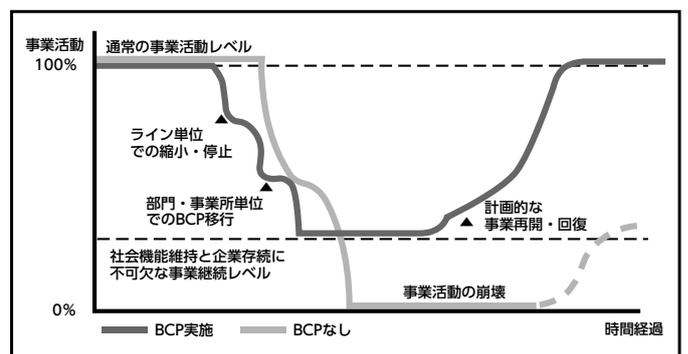
制約	種類	地震	感染症
リソース		物：建物・設備・システム 人：怪我・死亡・出社不能 社会インフラ：電気・ガス・水道 交通：道路・鉄道・航空機・船	人：感染・死亡・出社不能 社会インフラ：場合により制約 交通：場合により制約
地理的範囲		地震発生地域周辺	全世界
期間		短期間(発生後は復旧へ)	長期間
対策		代替地での事業継続が可能	代替地という考えが通用しにくい

BCP策定有無による影響の違い

【地震BCP概念図】



【感染症BCP概念図】



重要業務の選定

前述の通り、感染症発生時には会社のリソースのうち、「人」に大きな影響が出ます。業務が遂行できる人員が不足した場合に備え、優先的に継続すべき事業・業務や縮小・休止する事業・業務をあらかじめ分類します。

右に、分類の基準を記載させていただきます。

事業区分	事業分類
優先継続事業	社内で複数の感染者が発生した場合でも、社会機能の維持や経営存続のために原則継続しなければならない事業や業務。
縮小・一部休止事業	優先継続事業ほど継続の必要性が無く、感染が県内で流行し社内で感染者が発生した段階で、一部を縮小・休止する事業や業務。
積極的休止自業	社内で感染者が発生した場合や流行してきた場合に、戦略的あるいは予防措置として積極的に休止する経営に大きく影響しない事業・業務。

事業継続の方法

政府はテレワークを推奨していますが、多くの企業ではテレワークの実施に必要となるIT環境が整備されていない、またはその環境を使用できる社員が限定的であるのが現状です。また、製造業などでは、業務の遂行に必要な設備が現場から動かせないため、現地で業務を実施せざるを得ません。加えて、電力・交通・物流・金融・医療など、社会・経済機能の維持に必要不可欠な業種についても、製造業と同様に現地での業務遂行が必要です。そのため、各業種・企業においては自らの業務特性や社会的な位置づけを考慮の上、最適な事業継続方法を選択することが求められます。以下は、新型コロナウイルス蔓延時において採用を検討すべき事業継続方法の例となります。

体制の変更を伴う事業継続方法	処理方法の変更を伴う事業継続方法
スプリットチーム制 ・各部をチーム編成する交代勤務 ・業務継続しつつも予防対策を検討する場合	期中繰上処理 ・前倒しで処理し、締め日のコントロールまたは支払日の分散により業務量の平準化を図る
半籠城勤務制 ・業務実施場所に寝泊まりするなどして勤務 ・事業継続上の影響が大きく、当該業務に従事する要員の感染が許されない場合	見込払いの実施 ・滞納が許されない支払い業務において、当該業務要員の減少等により支払処理が滞る危険があると判断される場合
在宅での処理 ・在宅勤務やテレワークでの勤務 ・事業所閉鎖や感染予防のために外出すべきでない判断される場合	取扱業務の絞込 ・業務フローの一部省略や変更を行うことで業務量の削減を図る処理

サイバーリスクBCP

ここまで感染症BCPについて解説させていただきましたが、実は、世界で猛威を振るったマルウェアEmotetによる感染(サイバー攻撃)が2021年11月後半から感染が再拡大しています。独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が毎年公表している「情報セキュリティ10大脅威2022」の組織編第1位は、昨年度と同様「ランサムウェアによる被害」でありました。また、警視庁「令和3年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」によると、企業団体等におけるランサムウェア被害の報告件数は146件となり、前年下半期21件と比較すると増加している状況にあり、警察への届け出がないものを含めると被害はさらに多く発生しています。加えて、食品製造会社、医療機関や自動車サプライヤー等、事業継続に影響を与えたランサムウェアによるインシデントが発生。IoT、ビッグデータ、AIの進化が進展する中で、工場はインターネット等を介して、外部と「つながる」機会が増え、サイバー攻撃のリスクが高まっています。サイバー攻撃による工場停止は我々の生活に影響を与えかねません。また、医療機関においては電子カルテが使用不能となり、患者の新規受入れ停止や手術を延長する等の影響も発生することで人命に影響を与えかねない可能性がございます。経済産業省や厚生労働省等の各省庁は重要インフラや医療機関の情報システム等のセキュリティガイドラインに基づく未然の対策を組織に求めている状況の中で、サイバーインシデントが発生した場合は迅速な対応が求められるため、平時から体制を整えておくことが重要となります。

以下、サイバーリスクにおける平時と有事の対応手順となります。平時の事前準備として、情報セキュリティポリシーを策定することが重要です。情報セキュリティポリシーとは、企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針となります。

〈情報セキュリティポリシー策定のポイント〉

- ・ 自社に適したポリシーを策定すること。
- ・ 守るべき情報資産を明確にし、業務特性に応じて自社にとってリスクの高いものから重点的に対策すること。
(「データのバックアップ」や「ログの保存」など事前の対策によって万一の際の被害が軽減されるため事前の対策が重要となる。)
- ・ 策定した情報セキュリティポリシーは従業員全員に周知・徹底すること。定期的な教育・監査・訓練等の実施が望ましい。
- ・ セキュリティ違反者に関する罰則規定は周知することが抑止につながるため、周知を徹底し適切な運用を行うこと。
- ・ インシデント発生時は落ち着いて行動をすることが求められる。そのために実施手順(初動マニュアル等)を作成し、内容を理解すること。

「サイバーインシデント発生対応フロー」(初動・調査・好評・事後対応)

(1) 発見・報告

- ① 従業員からの報告：情報漏えい、または、そのおそれを発見したら速やかに会社が定める報告窓口にて報告を行う
 - ・ 判明している分かる範囲で構わないので報告する(スピード重視)
 - ・ 「情報漏えいが疑わしい」レベルでも報告する
 - ・ 情報を整理・記録するために事前に定めた「インシデント報告書」を使用する
- ② 事実確認と判断：従業員から報告を受けたら、事実確認を行いインシデントかどうかの判断を行う
 - ・ 他の業務に優先して対応する
 - ・ 5W1Hの観点で情報の整理を行う
 - ・ 事実関係の調査および裏付けを行う

(2) 被害の極小化

- ① 不正アクセスの場合：対象のサーバー・PC・WEBシステムをネットワークから切り離す(*証拠保全のためのPCの電源は切らない)／流出したアカウントの停止／標的型攻撃メールの場合は、全従業員への注意喚起
- ② 不正プログラムの場合：ウイルスに感染したシステムの停止／不正プログラムの除去

(3) 関係者との連携

- ① 社内の連携：必要な関係者を招集する／各担当組織に必要な対応を指示する
- ② 社外との連携：技術的対応や法的対応等について助言を得るため、必要に応じて下記のような報告先や外部専門家等への支援依頼を行う→セキュリティベンダー、所轄都道府県警、弁護士、サイバーリスク保険加入保険会社 etc.

(4) 調査

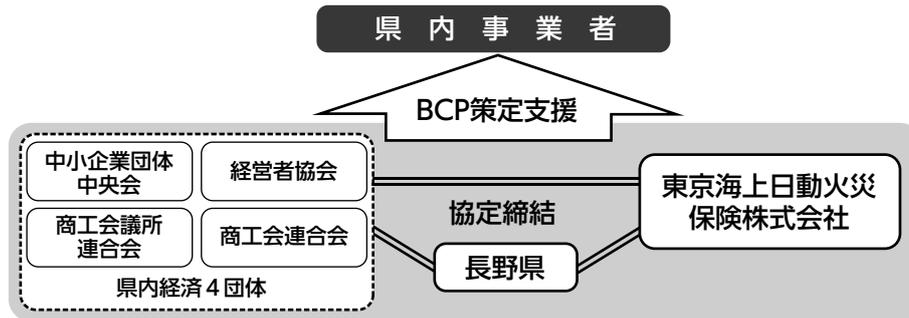
- ① 被害の調査と予想される二次被害の確認(以下の観点により被害の重要度を判定する)
 - ・ 漏えいした情報種類の確認(個人情報・公共性の高い情報・一般情報など)
 - ・ 漏えいにより影響が及ぶ範囲
 - ・ 漏えいした情報に対する保護策の有無(暗号化・パスワード設定など)
 - ・ 情報管理における問題点の有無
- ② 調査のポイント
 - ・ 不正アクセスの場合は、機器に残された記録は重要な証拠となるため電磁的証拠の保全(フォレンジック)を行う
 - ・ 不正プログラムの場合は、不正プログラムがネットワーク内のどこにあるかを特定する。

(5) 通知・公表

- ① 被害者への連絡・お詫び：詐欺や迷惑行為などの被害にあわないよう注意喚起／パスワード等の変更依頼
- ② 重要顧客・サプライチェーンへの連絡：事実および与える影響について報告する
- ③ 影響が広く一般に及ぶ可能性がある場合は公表を行う

BCPに関する情報提供から策定支援まで、 様々なメニューをご用意しております。

長野県・県内経済4団体(県中小企業団体中央会・県経営者協会・県商工会議所連合会・県商工会連合会)・東京海上日動火災保険株式会社の三者で長野県内の企業に対してBCP策定支援を実施する【長野県BCP策定支援プロジェクト】は、2018年4月に第2期を迎え、本プロジェクトによる総策定支援企業数は200社を超える運びとなりました。



東京海上日動火災保険株式会社では、長野県内全域の企業へBCP策定支援をスムーズに行うため、県内6箇所(上田・長野・松本・諏訪・飯田・伊那)の営業所にてBCP策定支援担当者を複数名おいております。県内組合員様であれば、どの地域でも一貫したご支援が可能です。

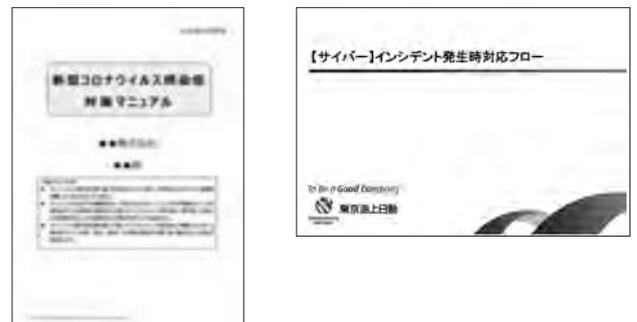
長野県BCP策定支援プロジェクトでは主に地震BCPを推進しており、その公式の地震BCP策定キットの他、企業向けの感染症対策マニュアルの雛形、水災BCPの雛形など、BCP策定時にお役立ちいただけるツールを各種取り揃えておりますので、「ノウハウがない」・「誰に相談すれば良いかわからない」といった理由でBCP策定に踏み出せず悩まれていた方も、お気軽にご相談いただければと存じます。

【見本例】

長野県BCPプロジェクト BCP策定キット



感染症対策マニュアル／サイバーインシデント発生時の対応フロー



【注意事項】

- ・本稿は現在の知見に基づき作成されたものであり、将来発生しうるすべての事態を網羅しているものではありません。
- ・本稿はあくまでも情報提供として供するものであり、本稿の情報をもとにしたお客様社内での判断等に東京海上ディーアール株式会社(TdR)・東京海上日動火災保険株式会社・その他関係会社が責任を負うものではありません。
- ・支援プロジェクトを活用しての地震BCP策定支援は完全無償で行っておりますが、より専門的かつ高度な内容でのBCP策定支援をご希望される場合には、当社グループ会社である東京海上ディーアール株式会社(TdR)にて有償コンサルタントをご紹介する場合がございます。

タクシーは365日 24時間営業 の公共交通機関です

困ったらタクシー

会社の行事でお酒を飲むかもしれない！

飲酒運転はしない。部下にもさせない。
そんな時にタクシーチケットをお使い下さい。1人に1枚渡すと安心です。
酒酔い運転は35点 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金。
酒気帯び運転は25点 3年以下の懲役または50万以下の罰金です。
タクシーはメーター料金のみです。タクシーで100万は使いません。

イベントでお客様の送迎に使いたい！

大事なお客様の送迎にタクシーは如何でしょうか。
黒塗り・行燈（あんどん）のないタクシーもございます。
大勢の場合はジャンボタクシーもございます。
後日、ご利用のチケット分のみ 請求させていただきます。

社用車が出払っているが、出かけなければいけない！

時間に不規則な報道関係の方に多くご利用いただいております。
タクシーは365日 24時間営業です。
ご連絡頂きましたら最寄りの空車タクシーがお迎えにまいります。
事前のご予約も大丈夫。ご予約頂いた日にち・場所・時間にお迎えにまいります。

運転免許証の返納を考えてはいるが車がないと不便だ

難しい問題です。車の維持費を考えてみて下さい。車両・車検・保険・税金・ガソリン・オイル交換等です。免許の有効期限内に返納することを自主返納と言います。その際に警察で有料ですが「運転経歴証明書」を発行してくれます。その「運転経歴証明書」をタクシー利用の際、運転者さんに提示して下さい。運賃の1割を引かせて頂きます。

【長野県タクシー協会のHP(ホームページ)より】

市町村行政でのタクシー活用

各市町村で条件があるようですが高齢者の移動困難者・身障者に対して行政発行のタクシー券を発行しております。市町村の高齢者福祉課等にご相談下さい。

諏訪上伊那地区タクシー事業協同組合

加盟タクシー会社

諏訪地区



アルピコタクシー



第一交通



スワ交通



ウエマツハイヤー

上伊那地区



伊那タクシー



白川タクシー



赤穂タクシー



辰野タクシー



宮田タクシー



高遠観光タクシー



タクシー料金についてよくある質問

- ☆ タクシー乗場（駅・病院など）からご乗車いただきますと迎車料金はありませぬ。メーター料金のみです。
- ☆ どのタクシーにご乗車いただいても料金は同一料金となっています。
- ☆ タクシー料金には税金が含まれています。

タクシーチケットを使用できる地域

- ◎諏訪地域（諏訪市・茅野市・岡谷市・下諏訪町・富士見町・原村）
- ◎上伊那地域（伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・宮田村・南箕輪村）
- ◎松本市
- ◎木曾地域
- 飯田市・上田市・長野市は現在、タクシー組合同士で調整中です。

TEL : 0266-52-4373 FAX : 0266-53-6613 担当 : 小林・杉山

■長野県中小企業団体中央会の補助事業を活用

「信州からまつ家具」と「木曽漆器」が連携して 新商品を開発・販売

伝統的工芸品の産地である「信州からまつ家具（長野県指定）」の事業者（有）柳澤木工所と「木曽漆器（国指定）」の事業者（有）丸嘉小坂漆器店が連携して、当会の補助事業（地域振興事業）を活用して新商品を開発しました。

開発した新商品は、スマホスピーカー「林音～Rinne～プレミアム」シリーズ。これは、（有）柳澤木工所の木製スマホスピーカーに木曽漆器の「塗立て技法による黒漆・拭き漆、蒔絵・漆絵」による仕上げを施したものです。蒔絵または漆絵の図柄として四季を意識した「さくら」「あさがお」「もみじ」「なんてん」を設定、選択できます。①「メガホン効果」により電源なしで使え、②木製・軽量・手のひらサイズなので持ち運びに便利、③「縦置き」「横置き」どちらでも使える、等の特徴があります。木材の種類は、塗立て技法の黒漆は

「さくら」、拭き漆は「からまつ」となります。切り込み部分のサイズは、「10mm」と「12mm」があります。受注生産となるので、商品受け渡しまでは、約3カ月かかります。問合せ先は、（有）柳澤木工所でTEL 0264-25-0293まで。



税務署からのお知らせ 消費税のインボイス制度説明会開催中！



オンライン説明会

毎週開催 質問はチャットで！



税務署での説明会！

毎月2回程度開催！



国税庁ホームページ
インボイス特設サイト



YouTube

国税庁動画
チャンネル



動画はこちらから
ご覧ください

●第74回中小企業団体全国大会特別委員会を開催

全国中央会は、10月19日（水）、帝国ホテル東京（東京都千代田区）において第74回中小企業団体全国大会特別委員会を開催いたしました。

本委員会には、全国中央会正副会長、各専門委員長、都道府県中央会代表者、全国団体代表者等が出席し、第74回中小企業団体全国大会に上程するための決議案、宣言案、スローガン案、次期大会開催地等について協議を行いました。

また、次期大会の第75回中小企業団体全国大会開催地は、令和5年10月11日（水）に宮城県仙台市の「仙台国際センター展示場」で開催することが決定いたしました。



委員会会場全景



挨拶する森会長

●令和4年度トップセミナーを開催

全国中央会は、10月19日（水）、帝国ホテル東京（東京都千代田区）において令和4年度トップセミナーを開催いたしました。

本セミナーは、中小企業・小規模事業者等の連携組織が直面する諸課題について中小企業団体の代表者が一堂に会し、新たな活動の方向性を見出していくことを目的としており、全国各地から都道府県中央会会長をはじめとする中小企業組合等連携組織のトップにご出席をいただきました。

本セミナーでは、講師として中島精也氏（福井県立大学客員教授、丹羽連絡事務所チーフエコノミスト）をお招きし、「激動する国際情勢を読む」をテーマにご講演いただきました。

続いて、石村和彦氏（国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長兼最高執行責任者）より「産総研による中小・中堅企業の研究開発支援」について、事例を踏まえてご説明をいただきました。



会場全景



中島精也氏



石村和彦氏

精密工業の業界を牽引する企業集団

第一精密工業協同組合は昭和33年に設立しました。現在組合員数は21社で、精密工業・金型製造・資材販売・ゴム製造・メッキ業・物流業等、異業種連帯の企業集団として諏訪地方の工業界を牽引しています。



外観



ひまわり食堂

組合としての活動は多岐にわたり、協同設備事業・事業資金の貸付・金融機関

に対する組合員の債務の保証・環境整備事業・福利厚生事業・団体協約の締結等、その他さまざまな事業を行っています。今回はその中でも、現在特に力を入れている取り組みについてご紹介します。

被災時の備えへ

昨今の企業全体の動向として、自然災害等に見舞われたときに生産を止めないという意識が強くなってきています。長野県内も令和元年10月、台風19号の日本列島上陸による甚大な被害が記憶に新しく、県内の企業もいつどのような災害の被害にあうかわからない状況となっています。第一精密工業協同組合では被害が発生した場合に備え、事業継続力強化計画の策定を行いました。この制度は、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。当組合では策定の際、全組合員を計画の構成員とする連携型を採用しました。連携型を採用したことで、組合員の防災・減災の意識向上、被災時の初期行動の共有を行っています。さらに、組合内だけでなく、外の組合や工業団地等との提携も計画し



事業継続力強化計画認定証

る制度です。当組合では策定の際、全組合員を計画の構成員とする連携型を採用しました。連携型を採用したことで、組合員の防災・減災の意識向上、被災時の初期行動の共有を行っています。さらに、組合内だけでなく、外の組合や工業団地等との提携も計画し

ており、有事の際はお互いに助け合える仕組みの構築を目標としています。現在県内1件、県外1件の2件の連携の締結を予定しており、今後もより多くの団体との相互扶助を目指しています。

諏訪市との協定締結

事業継続力強化計画がきっかけとなり、令和2年10月7日に諏訪市と災害時における協力協定を締結しました。内容は災害時に市と連携し、



諏訪市との協定調印式

近隣住民の避難場所として組合員の建物屋内や駐車場等を提供するものであり、先進的な取り組みとして報道機関にも取り上げられました。さらに翌年令和3年12月、文出区より同様の協力協定について相談があり、協議の末、災害時に社屋の屋内外を第一避難所として提供することを内容とした協力協定を結びました。組合周辺には諏訪湖や川があり、大雨の際は氾濫の危険性が特に大きい地域のため、今後もこのような協定等の要請にはできる限り協力していくつもりです。

組合だからできること

上記で紹介した活動のほかにも様々な取り組みを行っている第一精密工業協同組合ですが、根底にあるのは仲間全員の安全を守ることと各企業の経済的地位の向上です。今後も常に時流をつかみ、組合員のために有意義な活動を行っていきたいです。ただし、この考えを組合が一方向的に押し付けるのではなく、説明会や勉強会等を定期的に開催して、関係者全員によく理解してもらったうえで進めることが一番大事だと感じています。



文出区との協定調印式

理事長：宮坂 賢治
事務局長：八幡 大輔
設立：昭和33年11月
TEL：0266-52-6060
住所：諏訪市大字中洲4771



左：宮坂賢治理事長
右：八幡大輔事務局長

組合員に支えられて活動できているので、有事の際はお互いをスムーズにフォローできるように準備をしているところです。仕事以外の付き合いも大事にし、相互扶助の体制をより厚くしていきたいです。

成長を続けるクラフトビール

「とりあえず、ビール!」。オジサン世代の居酒屋飲み会は必ずこのかけ声(?)で始まりますが、実は日本のビール消費量は右肩下がり。国税庁によれば2020年度のビール課税数量は前年比22.5%減と大幅に減少しています。そんなビール市場で順調に成長を続けるのが、小規模な醸造所で作る多様で個性的な「クラフトビール」です。

1994年酒税法改正により小規模醸造が認められ、全国各地で「地ビール」ブームが起きました。しかしそのブームは2000年前後に終焉。一方、アメリカで2010年代、ホップの香りと苦みをきかせたクラフトビールが爆発的な人気を集めると、瞬く間に世界中に広がり、日本でも“地ビール改めクラフトビール”へ。味にこだわるクラフトビールファンの増加により、醸造所の数も現在約600社に急増。国内ビール業界におけるシェアはまだ1.3%程度ですが、今後も確実な成長が見込まれています。

精度の高いアクションで品質改善

そんな日本のクラフトビール市場で圧倒的なシェアを誇るのが、ヤッホーブルーイングです。1997(平成9)年、全国流通を目指して事業をスタート。地ビールブームの絶頂と衰退・どん底を身をもって体験する中で味の改良を重ね、2004(平成16)年から通販事業に注力してきました。ファン向けイベント「よなよなエールの超宴」の開催など、ファンとの密接なコミュニケーションを重視したユニークな戦略も奏功し、業績はV字回復。03年以来19年連続で増収、21年には過去最高益を更新しました。

同社製品の特徴の一つは、ホップが産む多様な香り。真っ先に劣化してしまうホップの香りを維持するため、一般的な製品の賞味期限は5カ月という短さが「流通1/3ルール」のカベに当たり、全国流通のネックになっていました。

賞味期限延長という大きな課題の解決を目指し同社はものづくり補助金を活用し、GCMS(ガスクロマトグラフ質量分析計)を導入。600種類といわれるビールの香気成分とその含有量を高精度で測定・分析し、精度の高い品質改善を図る体制を整えました。

製造を担当する花崎稜(ちゃんりよ)さん(「ちゃんりよ」はニックネーム。社長以下全社員が持ち、社内での正式な呼び名として使用)は装置導入についてこう話します。

「従来、職人の鼻と経験値に基づいて判断し、体調に左右されるなど問題もあった。装置導入により、データに基づいた精度の高いアクションが打てるようになったことが大きなメリット。高額投資のためクラフトビール業界では珍しい取り組みだと思います」。

大手コンビニでの販売も徐々に拡大する中、GCMS導入で更なる改善を目指しています。



ヤッホーブルーイング製品ラインナップ
(佐久醸造所内)



GCMS(ガスクロマトグラフ質量分析計)



年次・役職関係なくニックネームで呼び合う

フラットな会社づくりで職場いきいき

「2009年からチームづくり研修を開始。会社のミッションとビジョンを徹底して浸透させ、社員のニックネーム制、毎朝30分の雑談朝礼、ディレクター立候補制度などフラットな会社づくりをしているのが当社の特徴です」と広報担当の塚田紗衣(やさい)さん。

就業時間を自由に変更できるなど一人一人に合わせた自由な働き方を推奨し、有給取得率は8割超。仕事と育児の両立を推進し、21年度は育休取得率100%を実現しています。

同社は16年、長野県「職場いきいきアドバンスカンパニー」に認定され、21年には「アドバンスプラス」を取得。また「Great Place to Work 働きがいのある会社」でも17年から6年連続でベストカンパニーに選出されています。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金第5次採択企業 株式会社ヤッホーブルーイング

代表 代表取締役社長 井手 直行
設立 1996(平成8)年5月
資本金 1,000万円

従業員数 205名
本社 北佐久郡軽井沢町長倉2148
TEL/FAX TEL.050-3358-5656 FAX.0267-66-1210



わが社の経営戦略

カネテック株式会社

(カネテック協同組合・組合員)

「技術者全員が特許取得を目指す土壤がある」つねに新たな技術に挑戦し産業界のニーズに応える、国内唯一のマグネット応用機器総合メーカー。



本社工場内

Vol.7

開発からサービスまでの一貫体制

工作機械で加工物を保持するマグネットチャックをはじめ、鋼材や重量物の吊り上げ、運搬などになくってはならない、マグネット応用機器。

カネテックは昭和29年、マグネット応用工具の製造を手がけて以来、マグネットひと筋。国内唯一のマグネット応用機器総合メーカーとして、工作機械（電磁チャック、永電磁チャックなど）、産業用ロボット、磁気選別機器、食品・化学関連機器、環境リサイクル機器など、幅広い分野の多種多様なマグネット製品を手がけています。

同社の強みは、開発から製造、販売、メンテナンス、サービスまでの一貫体制により、フレキシブルかつきめ細かな対応が可能なこと。顧客ごとに異なるニーズを反映した特殊品のオーダーは月間200~300件にも上ります。「ユーザーから毎日、様々な相談がありオーダーが入ります」。その事実が同社の技術への信頼の証です。



マグネット応用機器

特許取得を目指す土壤

「技術の継承には特に力を入れていきたい」と話す山木社長は、新たな磁気構造による「永磁リフマ」の開発（特許取得）で2006（平成18）年、発明大賞「発明功労賞」を受賞した生粋の技術者。4年前に社長就任以来、若い技術者たちにもものづくりの面白さを伝えていこうと精力的に取り組んでいます。

もともと設計に携わる技術者には特許取得を目指す土壤があるという同社。山木社長はそれを身をもって体験してきただけに、若手技術者全員が新たな技術に

積極的に挑戦し特許を取ってほしい、という言葉にも自然に力が入ります。

「自社ブランド製品の開発に携わり、市場で評価される喜びと、そこに生まれる



展示会の様子

技術者としての誇り。それこそが当社のものでづくりの醍醐味です。市場での優位性は大きな強みであり、若い技術者にはそれを活かして開発に取り組んでほしい」。

課題は、クリエイターの要素が大きく、やる気とセンスが重視されるという技術者の育成。取り組みの一つとして実施している、月に一人1件の提案を行う制度では140%以上の提案率を誇ります。ただ、技術者たちの旺盛な意欲にも、「残念ながら新製品の提案はまだわずか。もっともっと出してほしい」と山木社長の評価は期待を込めての辛口です。

環境への取り組みを強化

ものづくりを通して社会に貢献するという理念に立ち、同社は2022年1月「エコアクション21」に登録。先の「長野県SDGs推進企業」登録に続き、環境に配慮したものづくりの取り組みをさらに強化しました。

面白いもの、新しいもの、エコなものなど、顧客の多様なニーズに柔軟に対応し、新しい技術に挑戦する気質を醸成してきた同社。エコアクション21は、会社としての視野をさらに広げ、強みを活かすことにもつながると期待しています。

「どうしてももっと顧客の役に立ち、社会に貢献できるか。そのためには知名度アップも必要と考えています」。代理店経由の販売が主体で、日々機器を使用するユーザーとの直接の接点が少ないのが悩み。日本国際工作機械見本市（JIMTOF2022）に特色あるオリジナル製品を出展し注目を集めるなど、ブランディングを重視した企画の取り組みに力を入れています。

「今後、海外ニーズを多く取り込んでいきたい」。カネテック株式会社はさらなるビジネスチャンス獲得に意欲的です。



山木勝代表取締役社長

代表取締役社長 山木 勝

創業 昭和24（1949）年10月

資本金 5億8,500万円

従業員数 174名（男137名、女37名）

本社 上田市上田原1111

TEL：0268-24-1111 FAX：0268-24-1117

http://www.kanetec.co.jp

事業内容 マグネット応用機器製造・販売

第55回

市町村の イチオシ!

信州ならではの特色ある市町村のイチオシをご紹介します。



町章
昭和42年11月2日制定

Matsukawa town 松川町



松川町観光サイト



アウトドアひろば 梅松苑

キャンプサイト、中から星空が見えるドーム型テントでのグランピングやコテージを利用してBBQや魚のつかみ取りなどのアウトドアが楽しめる、さらには秋には松茸料理を堪能できます。最近ではアウトドアメーカーとのコラボも実現し、ソロや家族連れなどの多くのキャンパーたちでより一層賑わいを見せています。

また、ランチタイムには手打ちそばも営業中。地元産のそば粉を使って丁寧な手打ちにこだわっています。



ごぼとん丼

くだもので有名な松川町で生まれた名物どんぶり「ごぼとん丼」。地元産りんご・うめで育った黒豚と地元産ごぼうがベストマッチな「激うま」どんぶりです。5つの飲食店でそれぞれの味が楽しめます。また、ごぼとん丼会のみなさんによる学校給食への提供もあり、松川町の子どもたちはごぼとん丼を食べて大きくなります。松川町は南アルプス登山の玄関口。ご旅行、レジャー、ハイキング、温泉などなど、南信州を訪れた際はぜひご賞味ください。



松川シードル

シードルはりんご果汁を発酵させて造る発泡酒です。ワインのような格付けやルールはなく、気軽に飲めるのにビールよりオシャレ。松川町を中心とした南信州エリアで醸造されているシードルは、単一品のりんごはもちろん、数種類のりんごや洋なしなどを加えたオリジナルブレンドが多いのも特徴。農園や醸造所ごとに異なる味や香りを楽しめます。また、地元産のりんごを100%使用し、自然の甘味、酸味や旨味をそのまま生かしたお酒です。



松川町長
宮下 智博

「くだもの里」として100年以上果樹栽培に取り組んできた松川町ですが、それに加えて現在は、地域の資源を活かした誘客を積極的に行い、リニア時代を見据えた関係・交流人口増を目指すとともに、地域住民が主体的に取り組む活動を支援しながら地域協働のまちづくりを進めています。

お客様情報の管理

皆様の会社ではお客様の情報はどのように管理されていますでしょうか？売上を管理するシステムにお客様の社名、住所、担当者名、決済方法は登録しているが、それ以上の情報はデジタル化しておらず、ご自身や営業担当者の頭の中にあるといったケースをよく見かけます。今回は、お客様の情報をデジタル化するねらいやデジタル化の進め方についてお話をしたいと思います。

お客様情報のデジタル化のねらい

国内の市場が人口減によって縮小する中、お客様との関係強化を行っていくことは重要な経営課題になってくると思います。要するにお客様情報は会社にとって重要な情報資産という考え方をもつことです。取引先が増え営業担当が日々忙しく動き回っていると対応がおろそかになってしまったり、お客様満足度が下がってしまうこともあり得ます。例えば、既存のお客様から新たな注文をいただけない状態が続いたら要注意、同業他社との取引を開始するようなことがあれば、知らず知らずのうちに自社から離れてしまったということになります。こうなってしまったら大問題、そうならないようにするためにお客様情報を組織で共有しフォローを行っていくことが必要となります。ここでいうお客様情報は前述した、会社名、住所、担当者名や決済方法といった取引に最低限必要な情報だけではなく、お客様の業種・業態・課題、個人であれば、性別・年齢・好み・要望といった属性情報、また、注文や苦情などのコンタクト履歴などを指しています。お客様情報をデジタル化することで共有を行える環境が整い、組織全体でお客様の困り込みに向けて行動ができるようになってきます。例えば、最近コンタクトがないお客様を見える化してフォローすることで販売機会損失を減らし、また、お客様のニーズに合った製品・サービスを個別提案することで新たな注文を獲得して、既存のお客様の困り込みにつなげることができます。



デジタル化に向けたステップ

お客様情報を共有し経営に活かすためにCRMという考え方があります。CRMとは「Customer Relationship Management」の略で、お客様との関係を長期にわたり深めていくことで事業の維持拡大に活かす経営手法です。最近CRMを進めるためのツールやクラウドサービスがたくさん揃っています。進め方としては、安易にツールを導入するのではなく、自社にあった管理のやり方を検討してから推進していきます。ステップとしては以下のような手順をおすすめします。

- ① お客様情報をデジタル化して管理を行う目的を決める。
- ② ツールに必要な要件を洗い出す。
- ③ ツール候補を探し選定する。
- ④ 部分的にトライアルして運用方法を決めていく。

会社にとって、新たな管理方法を導入していくことになるため、ツール先行型で導入すると失敗する確率が高くなるので要注意です。

CRMツール選定のポイント

中小企業でCRMツールを導入する場合、クラウドサービスにてトライアルを試してみることをおすすめします。導入型のCRMは初期費用が多く、うまく使えなかったときのリスクも高くなります。ツール選定にあたってのポイントとして以下に列記します。

- ① 自社の目的が実現できるか？
- ② 操作がしやすいか？
- ③ 同業他社や同じ規模の企業の導入実績があるか？
- ④ コストは許容できる範囲か？
- ⑤ 無料お試し期間があるか？
- ⑥ クラウドサービス事業者のセキュリティ対策は大丈夫か？



といった評価を行いながら自社に最適なツールを選んでいくことが良いかと思います。

今回は、お客様情報をデジタル化するポイントについてご紹介いたしました。少しでもご参考になれば幸いです。

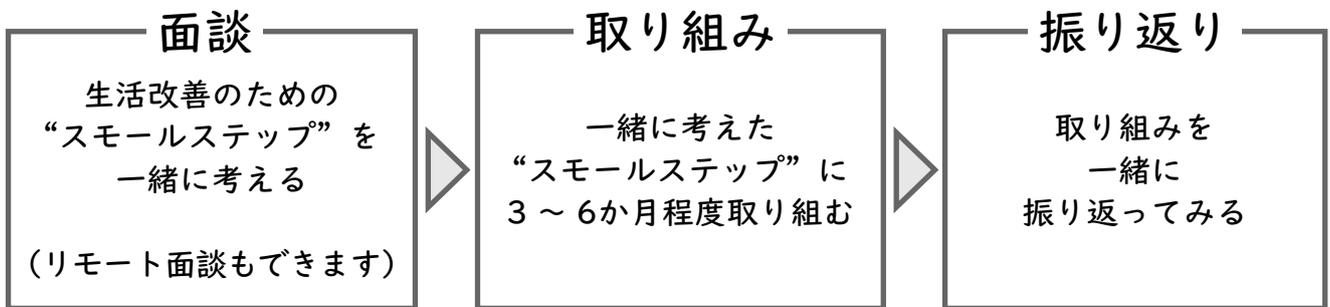
従業員の健康サポート(特定保健指導) 受け入れにご協力ください！

協会けんぽでは、健診結果から生活習慣病を発症するリスクが高い方に対して健康づくりの専門家(保健師・管理栄養士)が健康サポートを行っています。

○健診後は健康サポートをご利用ください(費用は無料です)

特定保健指導対象者がいる事業所には、協会けんぽから健康サポートのご案内をお送りしています。健康づくりの専門家が生活習慣改善のために、無理なく取り組める「できそうなこと」「できるようになるためのヒント」をお伝えしてサポートします。事業主様には、従業員の方のお仕事との日程調整と、健康サポートを行う場所(会議室など)のご提供をお願いします。勤務形態に合わせ、リモート(お客様のパソコン・スマートフォンを利用した遠隔面談)も可能です。

<健康サポートのながれ>



※一部の健診機関では、健診当日に健康サポートを受けられます



従業員の皆様の健康は、職場の明るい雰囲気や快適な職場づくりさらには事業の生産性のアップに欠かせない要素のひとつです。健診後の健康サポートのご協力をお願いします。

加入者皆様の健康づくりへの取り組みは 健康保険料率の引き下げにつながります！

<インセンティブ制度とは>

「特定保健指導の実施率」を含む5つの評価指標における、協会けんぽ加入者及び事業主の皆様の取り組みに応じて、各都道府県支部をランク付けします。上位15支部にはインセンティブ(報奨金)を付与し、翌々年度の各支部の健康保険料率に反映させる制度です。つまり、皆様の健康への取り組み次第で、2年後の健康保険料率を低くできる可能性があります！

長野支部も皆様の健康を全力でサポートしますので、共に取り組んでいきましょう！



共に目指します。世界で一番(ACE)の健康長寿。
全国健康保険協会 長野支部
協会けんぽ

メルマガ登録から健康づくりを始めよう！
毎月10日に健康情報配信中！
登録はこちらから→→→





事業主の皆様へ

労働安全衛生法に基づき管理者の配置などが必要です

労働安全衛生法（安衛法）では、事業者が、一定の場合に管理者等を選任したり、職長等に所定の教育を行うことなどを義務付けています。

安衛法第10～15条について、令和3年の監督指導において県内で違反を指摘された件数は244件にのぼります。

労働者の安全と健康を確保するため、安全衛生管理体制を適切に整備しましょう。

名称	必要な場合	資格等
作業主任者	労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業 ^{*1}	免許取得者、技能講習修了者
作業中の労働者を直接指導又は監督する者（職長等）	一定の業種 ^{*2} で、新たに職務に就くこととなった者	所定教育の実施が必要
化学物質管理者、保護具着用管理責任者 ^{*3}	化学物質を扱う事業場	所定の講習修了者、必要な能力を有すると認める者 等
作業環境測定士（登録作業環境測定機関に外部委託も可）	「指定作業場」で行う作業環境測定	作業環境測定士（国家資格）
衛生推進者（一定の業種は安全衛生推進者）	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場	所定の講習修了者等
衛生管理者、産業医、安全管理者	常時50人以上の労働者を使用する事業場（安全管理者は一定の業種に限る）	衛生管理者は免許等。産業医と安全管理者は所定の講習修了者等
総括安全衛生管理者	常時所定の数以上の労働者を使用する事業場（業種によって100人、300人又は1,000人以上）	事業の実施を統括管理する者
統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者、店社安全衛生管理者	建設業等で一定規模等の場合	（左記4区分ごとに異なる）

※1 作業主任者の対象（概要）：高压室、アセチレン溶接装置・ガス集合溶接装置、機械集材装置等、ボイラー取扱い、放射線業務、ガンマ線照射装置、動力プレス、乾燥設備、コンクリート破砕機、地山の掘削、土止め支保工、ずい道掘削等、ずい道覆工、岩石採取、はい作業、揚貨装置、型枠支保工、足場、金属部材建築、橋梁、木造建築、コンクリート造工作物解体等、第一種圧力容器取扱い、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、酸素欠乏危険場所、有機溶剤、石綿

※2 職長等教育の対象業種：建設業、製造業（たばこ製造業、繊維工業（紡績業と染色整理業を除く）、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業が対象。ただし、食料品製造業のうち一部業種、新聞業、出版業、製品業、印刷物加工業は2023年3月末までは適用除外。

※3 いずれも2024年4月1日から義務付け

【関連サイト】

労働安全衛生法に基づく管理体制の詳細は、次の厚生労働省HPもご覧ください。

『労働安全衛生関係の免許・資格・技能講習・特別教育など』（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/anzeneisei10/qualificaton_education.html



～11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です～

・・・全国において集中的な未手続事業一掃対策を展開します・・・

長野労働局総務部 労働保険徴収室
電話 026-223-0552

☆ 適用促進活動の趣旨

◎労働保険の適用状況については、中小零細事業を中心に、労働保険に関する知識不足等により、なお相当数の未手続事業が残されています。

これら未手続事業の解消は、

① 労働保険制度の健全な運営

② 費用の公平負担

③ 労働者の福祉の向上

の観点から極めて重要であり、近年は未手続事業が増加傾向にあることから、最重要課題として位置づけ、より一層の適用促進に取り組み未手続事業の解消を図るため、11月1日から30日までの1か月間を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、全国において集中的な未手続事業一掃対策を展開することとしています。

☆労働保険

労働保険とは、労働者災害補償保険（以下労災保険）と雇用保険とを総称した言葉であり、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

◎労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

◎雇用保険

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

また、失業の予防、労働者の能力の開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

◎手続を怠った場合

成立手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては最終的な手段として行政庁の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際、政府は遡って労働保険料を徴収するほか、追徴金を徴収することとなります。

また、政府は事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労災に該当する事故が発生し、労災保険給付を行った場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することとなります。

ETC

各種サービスのご紹介

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。
但し、1 台月額 3 万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度（後払制度）

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ITS-TEA
一般財団法人 ITS サービス高度化機構

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

中小企業・個人事業所の

大黒柱

休業支援共済

持病を
お持ちの方も
ご相談
ください。

共済商品の内容

保障のコース	① 入院共済金 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上入院	30日以上入院した場合 の合計額（①+②）
100万円 コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で70万円	100万円
50万円コース	1日につき5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で35万円	50万円
30万円コース	1日につき3,000円 入院共済金支払限度9万円	一時金で21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田 2 丁目 20-26 トキダビル3階

【中信支部】松本市中央 1 丁目 23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島 2 丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルバレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

LIFE *with* METROPOLITAN

やすらぎと華やぎが会う場所。



 HOTEL
METROPOLITAN
NAGANO JR-EAST

<https://nagano.metropolitan.jp/>



※画像はイメージです

ホテルメトロポリタン長野 検索

026-291-7000(代表)

経営者・役員・従業員とそ
 のご家族の
 安心の保障を準備するた
 めに
 中央会の共済制度をご活
 用ください。

BESTパートナー
 大樹生命



従業員のための
 退職金準備に
 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
 安定した退職金準備が
 できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
 万一の保障
 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
 一般扱 (口座振替月払等)で
 ご契約いただくよりも、
 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
 従業員さまのケガなどのリスクに
 対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 業務災害補償保険 取扱代理店
 大樹生命保険株式会社



* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
 いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
 込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
 お問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
 たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
 情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会
 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 026-226-2820
 松本営業部 0263-35-8519
 飯田営業部 0265-24-4980

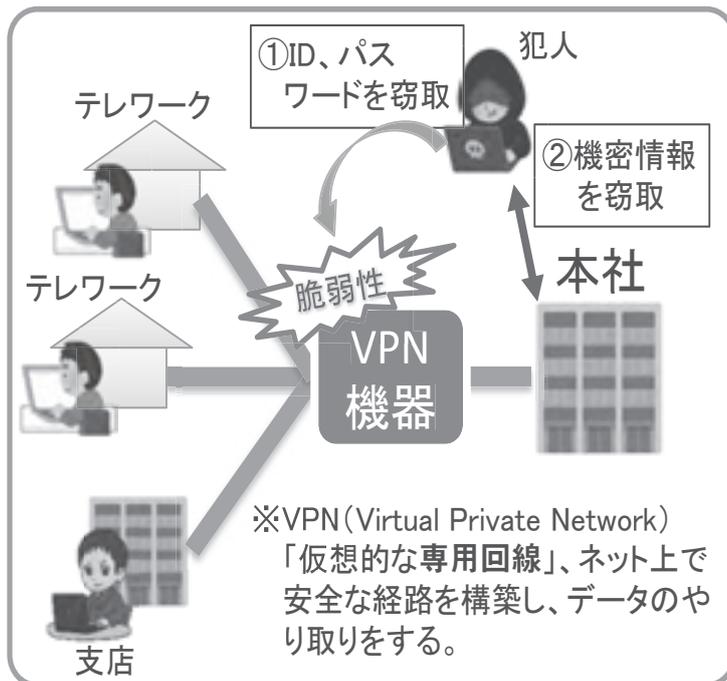
諏訪営業部 0266-52-1356
 あづみ野営業部 0263-84-0256
 東御営業部 0268-64-5413

佐久営業部 0267-62-0358
 上田営業部 0268-24-2755

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
 R-2021-1001 (2021.4)

企業と従業員の結束で、 テレワークのセキュリティ強化！

世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に伴い、ニューノーマルな働き方としてテレワークが広がっており、活用されるウェブ会議やVPN等を狙ったサイバー攻撃が増加しています。



テレワークでは、自宅等からVPN経由で社内システムにアクセスして情報を閲覧したり、ウェブ会議サービスを利用して自組織または他組織と重要な会議をしたりします。業務環境に脆弱性があると、テレワーク用端末がウイルス感染したり、VPN機器が攻撃されたりして認証情報が流出し、社内システムへ不正アクセスされたり、ウェブ会議がのぞき見られたりするおそれがあります。



Check Point！～企業と従業員の結束が、セキュリティ向上の要です！～

- 組織のテレワークのルールを明確にし、従業員一人一人が遵守！
- セキュリティに強いテレワーク環境を整備、使用する機器、ソフトウェアには最新のセキュリティパッチを適用！
- 適切なログの取得と継続的な監視で攻撃の予兆や被害を早期検知！

※被害発生時は、ネットワークを遮断し、端末の電源を切らず警察へ即報してください！

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任 (CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共 小企業
職金
済制度

「中退共」で検索！
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2022

11

No.552

第552号 令和4年11月10日発行
発行人 井出 康弘

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

金融を

超えて、

何ができるか。

PURPOSE

企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。



人を思う。未来を思う。

商工中金

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
松本支店 〒390-0811 松本中央2-1-27

TEL:026-234-0145
TEL:0266-52-6600
TEL:0263-35-6211